

9月は茨城県認知症を知る月間です

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。85歳以上の4人に1人に症状があると言われ、脳の機能低下により、日常生活がうまく行えなくなります。しかし、周囲の理解と気遣いにより、穏やかに暮らしていくことが可能です。認知症になっても支え合って暮らしていける地域を目指し、理解を深めましょう。

【お気づきですか？ちょっとした変化】

～家族が気づく主な日常生活の変化～

- 同じことを何度も言ったり聞いたりする
- しまい忘れ置き忘れが増えいつも探し物をしている
- 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった
- 些細なことで怒りっぽくなり失敗を人のせいにする

【早期診断・早期治療】

「認知症かも？」と思ったら、早い時期にかかりつけ医や専門医に相談し、早期に治療を受けましょう。地域包括支援センターうららでも、相談に応じています。

【認知症の予防】

食事や運動など生活習慣に気を配り、脳の活性化を図ることで、発症や進行を遅らせることが期待されています。

☎ 土浦市社会福祉協議会
地域包括支援センターうらら (☎824-0332)

脳いきいき教室(介護予防教室)

軽い運動と楽しい脳トレ、創作活動などを行います。

と き / 10月～平成27年2月 金曜日の午後

ところ / 土浦市保健センター

対象者 / 介護認定を受けていない65歳以上の市民で、次のうち一つでも該当する方

- 最近物忘れをよく指摘される
- カレンダーを見ても今日の日付が分からない
- 電話を自分でかけられない

ペット

ペットはあなたの家族です！

犬や猫などの動物は、私たちの生活に癒しを与えてくれるだけではなく、大切な家族として、多くの人々に愛されています。しかし一方で、ペットのトラブルが多発しているのも事実です。飼い主にはペットに愛情を持った正しい飼い方が求められています。

☎ 環境衛生課(☎826-1111 内線2407)
県動物指導センター(☎0296-72-1200)

【茨城県動物愛護管理条例の一部改正】

「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正され、飼い猫の多頭飼育の届出と屋内飼養、ペットのための災害時の備えに関する努力規定などが追加されました。詳しくは、県動物指導センターホームページをご覧ください。



●鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。散歩する時は、必ずふんを処理する用具を持ち歩いてください。

●道路や他人の敷地などに常習的にふんを放置している場合は、法律で罰せられることもあります。

【登録と狂犬病予防注射を！】

生後91日以上の子犬は、飼い主の責任で生涯に一度の登録と、年一回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。そのときに渡される犬の鑑札・注射済票は、必ず首輪につけてください。迷子になったときに記載された番号で飼い主を特定することができます。もし迷子になったら、県動物指導センターと市環境衛生課へご連絡ください。

【犬猫のマイクロチップデータ登録助成事業(茨城県獣医師会)】

助成頭数 / 先着1000頭(犬猫の区別なし)

助成対象 / 県内に在住する犬・猫の飼い主が、実施期間内に茨城県獣医師会会員の動物病院でマイクロチップの埋込みを実施した犬猫

助成金額 / 1頭につき1000円

【問われる飼い主の責任】

- 捨て犬や捨て猫、虐待など、ペットを不幸にするような扱いは絶対にやめましょう。
- 飼い主のいない動物に安易にエサをあげるのはやめましょう。
- 繁殖を希望しないときは、飼い犬や飼い猫に避妊・去勢手術を受けさせましょう。
- 飼い犬を散歩または屋外で運動させるときは、必ずリード(犬の引き綱)などでつないで、いつでも犬を制止できる人が同行しましょう。



動物愛護週間

9月20日～26日

飼い主マナー向上推進月間

10月1日～31日